

# 自動車通勤管理規程

〇〇株式会社

## 第1条 (目的)

この規程は、自家用自動車を使用し、通勤する場合の要件及び管理等に関する事項を定め、自家用車による通勤（以下、自動車通勤という）中の安全を図ることを目的とする。

## 第2条 (自動車の定義)

この規程で自動車とは、従業員が所有あるいは占有し、道路交通法に規定する「運転免許を要する自動車（自動二輪車を含む）及び原動機付自転車」をいう。

## 第3条 (申請・許可)

自動車通勤を希望する者は次の書類を提出して申請し、許可を受けなければならない。

1. 自動車通勤許可申請書
2. 本人自筆の誓約書
3. 保険証書の写し
4. その他会社が指定する書類

## 第4条 (許可の基準)

自動車通勤の許可の基準は次のとおりとする。

1. 運転経験が3年以上あり、過去1年間交通事故及び重大な違反を起こしていないこと
2. 通勤のための公共交通機関がないこと、あるいは公共交通機関を利用した場合以上の利便性が明白であること
3. 自動車損害賠償責任保険に加入していること
4. 以下の条件を満たした自動車保険（任意）に加入していること
  - ① 対人賠償保険 無制限
  - ② 対物賠償保険 無制限
  - ③ 人身傷害保険 5,000万円
  - ④ 搭乗者傷害保険 1,000万円
  - ⑤ 車両の使用目的が通勤を含むものであること

## 第5条 (許可証の交付)

会社は、第3条の申請及び第4条の許可基準に基づき審査の上、自動車通勤を許可した者（以下「自動車通勤者」という）に対し、「自動車通勤許可証」を交付する。

- (2) 自動車通勤者は、前項の許可証を通勤車両の車内外から容易に確認できる場所に表示しておかなければならない。
- (3) 許可証の有効期間は、第4条の4に定める保険の満期日までとする。

## 第6条 (届出)

自動車通勤者は、次のいずれかに該当するときは、会社に書面にて遅滞なく届出なければならない。

1. 買替え等により、車両の変更があったとき
2. 通勤経路を変更したとき
3. 自動車通勤をやめるとき若しくはやめたとき
4. 交通事故、交通違反があった場合

## 第7条 (不許可・許可の取り消し)

会社は、自動車通勤者が次の各号の一に該当するときは、自動車通勤の許可を与えない、あるいは既に与えた許可を取り消すものとする。

1. 交通違反件数が多く、あるいは飲酒運転など通常運転者が有すべき倫理が欠如した悪質な法違反の事実が明らかになったとき
2. 正常な運転を維持できない健康若しくは精神状態にあるとき
3. 遅刻が多く、通勤途上の運転に要する注意が憂慮、懸念されるとき
4. 指定駐車位置への駐車が再三の注意にもかかわらず守られていないとき
5. 届出・提出書類に変更事由があったにも係らず申告されていないとき
6. 第4条の4に定める保険契約に変更または解除した場合
7. その他道路交通法及び関係諸法令、当該規程に違反する行為があったとき

## 第8条 (運転禁止)

次の各号の一に該当する場合は車輛の運転を禁ずる。また、情状によっては許可を取り消すことがある

1. 飲酒したとき
2. 免許証を携帯していないとき
3. 疾病・過労等により正常な運転を維持できない状態にあるとき
4. 遅刻が予想され通常運転に要する正常な注意義務を払えないとき
5. 車輛を停止させず携帯電話、自動車電話その他無線通信装置を通話の為に使用するとき。もしくは画像による道路探査表示用装置を運転中に注視し、運転に要する正常な注意義務を払えないとき
6. 天災地変、その他道路事情が安全運転に困難と予想されるとき
7. その他道路交通法及び関係諸法令、当該規程が禁止している事項にあたる時

## 第9条 (業務上使用の禁止)

自動車通勤者は、業務のために自己の自動車を使用してはならない。  
ただし、会社の許可を得た場合は別に定める「私有車の業務上利用に関する規程」を準用する。

第10条 (社名使用の禁止)

自動車体に会社の名称・屋号等の記載、塗装、会社の名称やロゴマークの印刷されたステッカー等を貼付するなど、外観上会社所有と推測推定できるような仕様を施し、走行してはならない。

第11条 (運転権委譲等の禁止)

自動車を他の従業員に運転させてはならない。またやむを得ない理由を除き他の者を同乗させてはならない

第12条 (許可証の返還)

第5条の規定により既に与えた許可を取り消した場合は遅滞なく許可証を返還するものとする。許可証の承継はできない。

第13条 (駐 車)

自動車通勤者は、自動車を会社が指定した場所以外に駐車してはならない。

- (2) 自動車通勤者は、駐車中の盗難、破損に各自必要な注意をしなければならない。
- (3) 駐車中に生じた車両及び車内の盗難、破損、天災等の事故について、会社は一切補償を行わない
- (4) 駐車を許可された場合であっても、その後会社の都合により設備の拡張等、駐車場の廃止ないし縮小に至ったときは、直ちに所定の場所を明渡すものとし新たに会社が指定した場所に駐車すること。

第14条 (安全運転)

自動車通勤者は、道路交通法及び関係諸法令を遵守し、運転マナーに留意して安全運転を行わなければならない。

第15条 (運転者の事故責任)

自動車通勤者が運転中に起こした事故については、会社は一切責任を負わない。

- (2) 駐車中に生じた車両及び車内の盗難、破損、天災等の事故について、会社は一切責任を負わない。

第16条 (会社の求償権及び懲戒)

自動車通勤者が事故を起こし、それによって会社が損害を受けたときは、会社は本人に対し、その損害を請求し、懲戒処分をすることがある。

第17条 (通勤に対する補助)

会社は、自動車通勤者に対して補助は行わない。但し、賃金規程に定められた通勤手当は除くものとする。

## 附 則

1. この規程は、平成 年 月 日から実施する。
2. この規程を改廃する場合には、従業員代表の意見を聴いて行う。